

# 岡山市の環境配慮事項届出制度

## ○環境配慮事項届出制度とは？

岡山市では、絶滅のおそれのある生きものを含め多様な野生生物が身近な地域で生息・生育していることから、本市の特性に応じた生物多様性の保全対策が必要となっています。

このため、岡山市環境保全条例に基づき、指定地域（共生地区）内で公共事業を含めた一定規模以上の開発事業を行う際に、適切な自然環境への配慮が推進されるよう、環境配慮事項の届出が義務付けられています。（平成 18 年 4 月 1 日から）

環境配慮事項の届出は、事業者及び環境保全担当者の中で、自然環境に関する配慮事項についての情報をお互いにつき合わせ、環境配慮事項について事業調整を義務付けるものです。

## ○根拠法令

- ・ 岡山市環境保全条例第 29 条の 11（届出制度について）
- ・ 同条例施行規則第 3 条の 2 の 8（届出事項等について）
- ・ 同条例施行規則別表第 3（届出対象事業等について）

### Information

#### 『岡山市生物多様性地域戦略』

この戦略は、生物多様性の重要性に関する地域全体の理解を高め、市民や事業者、行政が互いに取り組むべき課題・目標を共有し、連携を強化することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定したものです。

計画期間

2016 年から 2025 年まで

URL

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015918.html>



## ○届出要件

共生地区内で下表の開発事業を行う場合、環境配慮事項の届出を行う必要があり、適切な環境への配慮が求められます。なお、この表は条例施行規則別表第3を要約したものですので、詳細はそちらをご確認ください。

環境配慮事項の種類	該当要件		届出時期
	内容	事業規模	
1 建築物の新築又は増築		延べ面積若しくは建築面積が 1,000m <sup>2</sup> を超える建築物又は建築物の高さが 13m を超える建築物	対象事業の計画概要が定まったとき又は岡山市環境保全条例に規定する特定建築物の設置若しくは景観法第16条第1項第1号の規定による届出の対象となる行為を行う場合は当該行為に係る届出前
2 道路の新設又は改築	道路法第2条第1項に規定する道路	4車線以上の道路で延長が1km以上	都市計画法に基づく都市計画決定前の事業計画概要が定まったとき
3 河川その他公共の用に供する水路の新設又は改修	河川法第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川又は公共の用に供する水路	幅員4m以上で延長が1km以上	対象事業の計画概要が定まったとき
4 公有水面の埋立て	公有水面埋立法第1条による公有水面の埋立又は干拓の事業	1ha以上	同上
5 土砂等の採取	岡山市埋立行為等の規制に関する条例第2条に規定する行為	1,000m <sup>2</sup> 以上	岡山市埋立行為等の規制に関する条例に基づく埋立行為等許可申請前の事業計画概要が定まったとき
6 公園の新設	都市公園法第2条第1項に規定する公園	2ha以上	都市計画法に基づく都市計画決定前の事業計画概要が定まったとき
7 土地改良事業	土地改良法第2条第2項に規定する事業	国の補助事業要件（受益面積）以上	対象事業の計画概要が定まったとき
8 開発行為に伴う事業 (前各号のいずれかに該当するものを除く。)		1ha以上	都市計画法に基づく開発許可申請前の事業計画概要が定まったとき又はその他関係法令の許可申請前の事業計画概要が定まったとき

※ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は環境影響評価法、岡山県環境影響評価等に関する条例若しくは岡山市環境影響評価条例の対象事業の対象事業を除く。

## ○共生地区

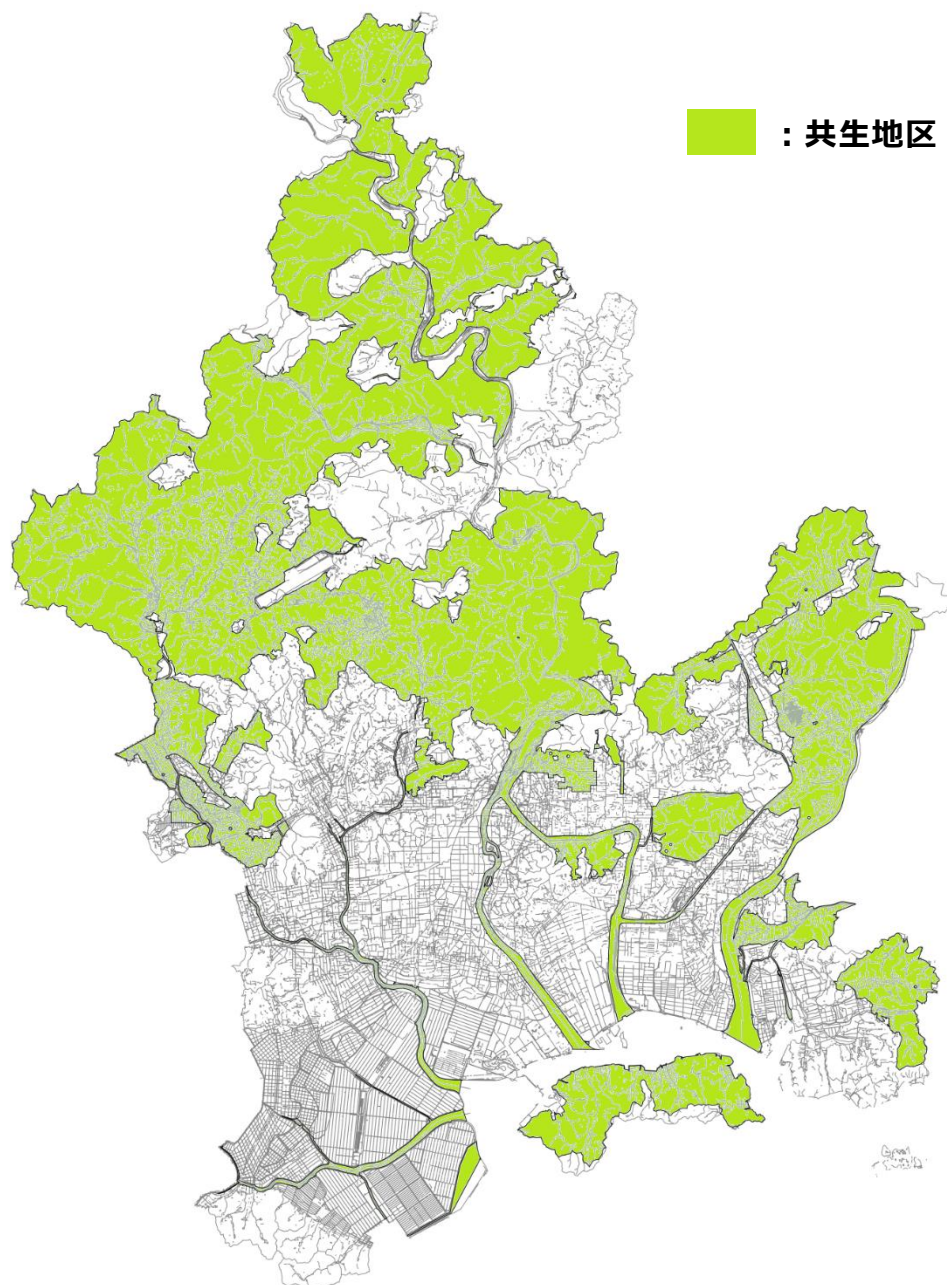
生物多様性の保全を図る上で、人間活動に際しての適切な環境への配慮が求められる一方で、市民、事業者の参加により、地域の保全や管理、野生生物の保護に取り組むことが必要として指定された地区（現在、岡山市内の19地域及び1・2級河川全域を指定）

共生地区は、下記サイトで公開されています。

### －岡山市地図情報サイト－

<http://www.gis.pref.okayama.jp/okayamacity/Portal>

（掲載マップ一覧から 環境 > 岡山市環境保全条例に基づく共生地区 を選択ください。）



※イメージ図です。詳細は岡山市地図情報に掲載しています。

## ○届出の進め方

対象事業の計画概要が定まったときにまず岡山市環境保全課までご相談ください。

## ○配慮内容について

求められる配慮事項については、計画地の位置や事業の種類によって異なります。自然環境配慮技術指針（下記サイトからダウンロード可）などを参考に配慮内容を検討してください。

## ○提出書類

- ・ 届出書様式（下記サイトからダウンロード可）  
記載方法は様式の2ページ目「届出にあたっての留意事項」を参照ください。
- ・ 縮尺5万分の1以上の位置図
- ・ 事業地及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
- ・ 事業の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 構造図

様式中の「環境配慮項目」と「配慮措置の内容」については、内容をできるだけ具体的に記載してください。

「別紙のとおり」とし、別紙として配慮届チェックリスト（下記サイトからダウンロード可）を利用されると便利です。

### －環境配慮事項届出制度－

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015878.html>

### 岡山市環境局環境部環境保全課自然保護係

住 所： 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3（市役所分庁舎6階）

電 話： 086-803-1284

ファクス： 086-803-1887

メー ル： kankyuhozen@city.okayama.lg.jp

U R L： <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000027466.html>